



菊池溪谷山開き

清らかな水と森が織り成すハーモニー

- ①菊池一族に扮した鎧武者が式典に華を添えました
- ②菊池溪谷のイメージキャラクター「ミッピー・モッピー」もテープカットに参加しました
- ③菊池溪谷の安全を祈願してお祓いが行われました
- ④山開きの日にオープンした「きくち溪谷館」
- ⑤きくち溪谷館では、特産品の販売、観光案内所のほか、レストランもあります

いよいよ観光シーズンの到来

新緑が芽生え、山桜が満開となる中、菊池溪谷のシーズン到来を告げる山開きが4月15日に行われました。曇り空の下、関係者など約100人が出席し、シーズン中の安全を祈願しました。

昨年は、約34万人の観光客が菊池溪谷を訪れました。菊池溪谷を美しくする保護管理協議会の福村三男会長は「菊池溪谷は、菊池市民にとっても、癒しを与えてくれる自然の財産です。この豊かな自然を市民の皆さんと力を合わせ守り育てていきたい」と挨拶しました。会場では、旅館組合が用意した温泉コーヒーが振る舞われ、菊池音楽協会によるコーラスがあり、溪谷に清々しい歌声が響き渡っていました。

「きくち溪谷館」グランドオープン

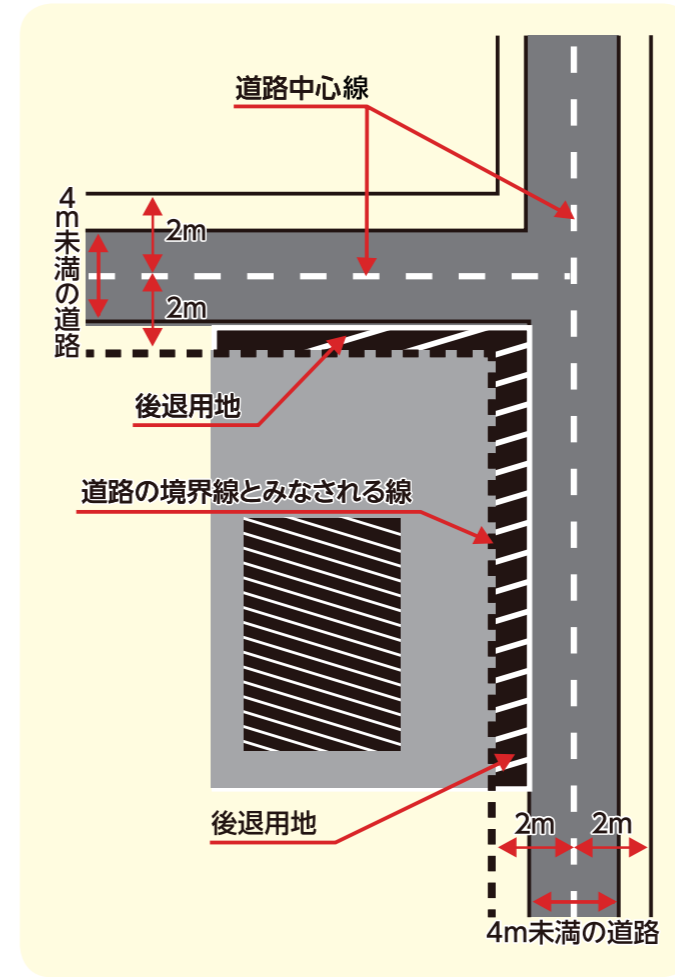
山開きに合わせて、菊池溪谷の売店観光情報発信施設「きくち溪谷館」がオープンしました。菊池の観光案内、特産物の販売など、菊池の魅力を全国に発信していきます。近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

狭あい道路の整備

都市計画区域では、建物を建てる時、その敷地は幅員4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。幅員4m未満の道路に接した土地の場合は、道路の中心から2m後退したところまでを道路とみなすことで、建物を建てるができます。

これまで、このように後退してできた土地は敷地所有者のものとなっており、市では整備を行っていませんでした。しかし事前に協議が整った場合は、市が道路整備とその後の維持管理を行います。

問い合わせ先
都市整備課都市計画係
☎0968(25)7242



事業の対象

都市計画区域が対象となりますが、敷地が幅員4m未満の市道または里道などに接していること。
※過去に道路後退したもの、また、建築を伴わないものについても対象とします。

既設の建築物など

道路にする土地の中に塀や樹木がある場合は、建築主において移設または除去をしていただきます。

事前の協議

後退した土地は、敷地所有者と市との間で次のいずれかの協議が整った後、道路として整備・管理されます。
①土地を寄付する

後退した土地の所有権を市に無償で寄付することです。市が土地の分筆所有権移転登記を行い、道路としてアスファルト舗装などの整備をした後、維持管理を行います。

②土地の無償使用を承諾する

後退した土地について、道路として市へ無償使用承諾することです。後退部分の土地の所有権はそのまま、市がアスファルト舗装などの道路整備をした後、維持管理を行います。

土地所有者のメリット

土地を寄付する場合

①測量および分筆、所有権移転登記を市が行います。

後退していただいた土地を市に寄付される場合は、所有権移転に伴うすべての手続を市が行います。ただし隣地所有権者との境界が確定されない場合はできません。

②固定資産税が少なくなります。

後退していただいた土地が道路となった場合は、その土地の部分の固定資産税は課税されません。

③道路が広くなります。

後退していただいた土地が道路となり通りやすくなります。

分筆のみをされる場合

①固定資産税が非課税措置となります。無償使用承諾後に後退していただいた土地が分筆され、道路として整備された場合は、その土地の固定資産税が非課税となります。

②道路が広くなります。

後退していただいた土地が道路となり通りやすくなります。

所有権移転、分筆をされない場合

①道路が広くなります。無償使用承諾された場合は、後退していただいた土地が道路となり通りやすくなります。

注意事項 抵当権抹消や相続手続きが発生する場合は、事前に土地所有者で行ってください。